

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準

公益財団法人栃木県育英会の理事、監事及び評議員は、すべて無報酬

(以下抜粋)

公益財団法人栃木県育英会定款

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項の費用弁償に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項の費用弁償に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。